

運転士は「運転席で食事すればいい」

日刊
千葉動労

1988.12.15
No. 2941

国鉄千葉動力車労働組合
千葉市要町一一八（動力車会館）
(鉄電)二九三五六・(公衆)〇四七二二二二七一〇七

野村さん裁判・地裁反動判決弾劾！

十二月五日、千葉地裁民事第二部裁判長村田は、「野村公判」について、公訴棄却の反動判決を出した。

判決は、当局側の主張を全面的に採用し、組合側主張を全て斥けるという、反動判決である。

判決文は、「原告は、電話での（食事をとる）承諾を求めた際、当時の情況を詳細に報告した上で、自己のとるべき方策について指示を求めたといふのではなく、乗務してしまえば以後食事をとする時間がないとして、いわば一方的にその承諾を求めたため、五木田助役も当時の情況を的確に把握することなく、これを承諾したものであるから、右承諾があつたことの一事をもつては如何なる事態にならうともそれは許諾されたことであるべきものではない」

と、何の具体的根拠も示さず、いかにも野村さんが悪いように悪意をこめて断定する。「列車が乱れた場合はまず一報入れろ」と当局が常々指導していたとおりに、到着したことを報告し、翌朝の勤務終了まで食事ができないので食事をとりたいと申し出たのである。非難されるようなことは何もないのだ。しかし、こんな単純な話しも、悪意をこめて書くと、この判決文のようにねじ曲げられるのである。しかも、列車が大幅に遅延しているときに、当該運転区の当直助役が「情況を的確に把握していない」としたら、それこそ当直助役としては失格である。

裁判所は、この日の野村さんの仕業の他の折り返し時間が六分から二十分程度しかなく、食事はそれないこと、当日泊りとなる成東駅周辺には、夜中に食事ができる施設はなく、食事をとることが難しい状態にあつたことを、どうしても覆しようがない事実であるがゆえに一応認めるのである。

しかし、後は全て野村さんの主張を斥けるための机上の空論だけを並べたてるのだ。はなはだしあい例は、異常事態の場合は、運転席で食事をとればいい、それで折り返し時間が延長し、遅延するのはかまわない、食堂に行つたから問題だ、と言になるのだ。しかも列車が乱れているときに運転席で食事しろなど、こんなことが可能なのか不可能なのか、どんな事態を引き越すのか、少しでも常識を持つた者なら、たちどころにわかるはずのことである。しかも、「駅職員も相協力して食事を手配し確保するはの当然の事柄」であった、と言うに致つては、それこそ野村さんには一切の責任はないのである。

要するに、人間らしく食事をとろうとしたこと自身が間違いだ、というのだ。われわれは、このような反動判決を断じて認める訳にはいかない。東中野駅事故を見るまでもなく、「乗務員は食事をしなくとも走らせればいい」などといふ発想、最低限の「健康で文化的な生活」すら認めないような極限的労働強化が何をもたらすかは、火を見るよりも明らかである。

われわれは、反合・運転保安確立のためにも、反動判決を徹底的に弾劾し、闘いをより強化する決意である。



右翼労戦統一に反対する 12・17労働者集会

とき 12月17日(土)午後三時

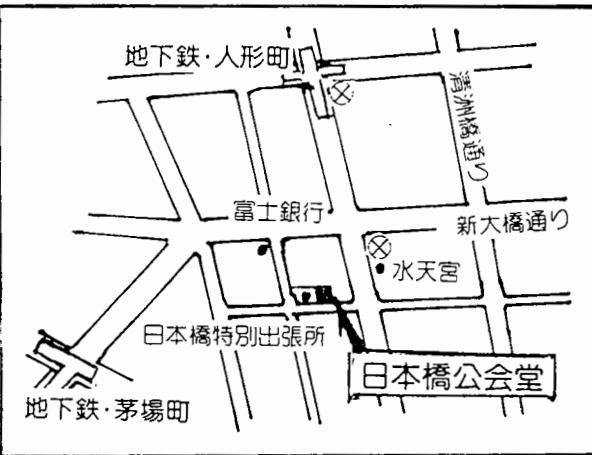
ところ 日本橋公会堂

よびかけ人 佐藤 芳夫 (全造船機械・石川島
分会前委員長)

中野

洋

(国鉄千葉動力車労働
組合委員長)



全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ！